

## 中国会計・税務実務ニュースレター

### 今回のテーマ： 中日財務諸表の開示事項の主な相違点およびそれに関する説明

中国と日本の企業は、財務諸表の作成および開示に関する基準が異なります。以下に、中国と日本の財務諸表の主な相違点とそれに関する説明を示します。

財務諸表	中国語	日本語
<b>貸借対照表</b>		
資産	应收款项融资	ファクタリング
資産	使用权资产	使用権資産
負債	租赁负债	リース負債
<b>損益計算書</b>		
損失	营业税金及附加	租税公課

#### 一、ファクタリング

中国の債権融資は、会計勘定ではなく財務諸表項目となっています。実際は、売掛金と受取手形を現金化したものです。貸借対照表日の公正価値で計上され、その変動額がその他の包括利益に含まれる受取手形および売掛金が反映されています。通常時は償却原価で計上され、期末に公正価値で調整されます。企業は年末に、信用リスク要因による公正価値の変動を他の要因から区別するために、予想信用損失モデルに基づいて融資債権の減損テストを実施し、信用減損を確認する必要があります。会社は、日々の資金管理のニーズに基づいて、一部の受取手形を割引したり裏書したり、一部の売掛金をファクタリングしたりする場合があります。つまり、債権融資の認識は、そのビジネスモデルが契約上のキャッシュフローの回収と販売の両方を目的としているかどうかだけでなく、売却時に認識を中止できるかどうかにも依存します。

日本では目的により買取型と保証型に分類されます、利用するファクタリングサービスの種類やケースによって会計処理の方法が変わります。買取型ファクタリングは、主に資金調達や手元に資金を残しておくなどの目的で利用されることが多いファクタリングサービスです。保証型は主に売掛先から未収代金を適正な期間で回収ができないケースや、売掛先の倒産による連鎖倒産を未然に防ぐ目的などで利用されています。

#### 二、使用権資産・リース負債

IFRS、米国基準、中国基準において、すべてのリースをオンバランスするように会計基準が改正されました。日本では、会社形態によって、適用する基準が異なり、IFRS、米国基準を適用する企業は少ないです。日本では、会社法における大会社（資本金5億円以上または負債総額200億円以上）、その子会社及び上場企業、その子会社、関連会社のみがファイナンスリース取引を売買処理する対象となります。上記以外の会社は、簡便な会計処理が容認されており、原則、賃貸借処理（オフバランス）、ただし、所有権移転ファイナンスリース取引が売買処理（オンバランス）の処理がなされています。

中国ではオペレーティング・リースは、ファイナンス・リースと同様に会計処理されます。借手は、すべてのリース（簡便処理が選択されている短期リース及び低価値資産のリースを除く）について、使用権資産とリース負債を認識し、減価償却費と支払利息を別々に認識することを要求されています。

使用権資産は、賃借人が保有する使用権資産の取得原価を計上します。リース負債は、借手がまだ支払って

いないリース料の現在価値を計上します。

### 三、租税公課

#### 中国

#### 日本

---

消費税（日本の消費税とは異なる）、都市維持建設税、租税：不動産取得税、固定資産税、印紙税、事業税、資源税、教育税付加、固定資産税、自動車・船舶税、自動車税、交通反則金；  
都市土地使用税、印紙税が含まれます。

公課：行政サービスの手数料、国や公共団体が発行する各種証明書の発行費用、商工会、同業者団体などの会費、延滞税、不納付加算税、過怠税など

---

注意：日本の公課に計上された内容は、中国では営業外損益や財務費用などで計上されます。

### お見逃しなく！

中国：中国では、企業は中国会計基準（CAS）に従って財務諸表を作成します。CAS は国際会計基準（IFRS）に基づいていますが、いくつかの独自の規定があります。

日本：日本では、企業は日本基準国際会計基準（J-GAAP）または国際財務報告基準（IFRS）に従って財務諸表を作成することができます。